

## 琴浦農業振興地域整備計画の全体見直し延期について

農林水産課

### 1 概要

農業を振興すべき地域の指定などを定めた農業振興地域整備計画は、概ね5年に一度見直すこととされており、平成30年度末の完成を目指し、見直しに必要となる基礎調査などを進めていましたが、9月の台風24号災害の農地等復旧業務を最優先としたため、見直しを一年延期し、平成31年度に行います。

### 2 今後のスケジュール案

項目	時期
(1) 基礎調査 センサス等での状況調査、計画方針などを協議	4月～8月
(2) 振興地域整備計画(案)の作成 地域の概況や、基本構想、生産等の目標等を作成	
(3) 鳥取県中部総合事務所長へ素案協議	9月上旬
(4) 農業委員会、JA、土地改良区等から意見聴取	9月下旬
(5) 鳥取県中部総合事務所長へ事前協議	11月下旬
(6) 計画案の公告・縦覧、異議申立の処理	12月下旬
(7) 鳥取県中部総合事務所長へ本協議	2月上旬

### 3 主な見直し内容

現行の琴浦農業振興地域整備計画は、除外する土地の地番を標記する方式で作成されているため、山林や宅地といった地目も農用地区域内の土地となっています。

今回の見直しでは、農用地区域とする地番を標記する方式とし、原則一定の要件を満たす農地(例：一定規模の団地を形成する農地や基盤整備が行われた農地など)や農業用施設を農用地区域とする予定としています。